○ 電波法関係審査基準(平成13年1月6日総務省訓令第67号)の一部を改正する訓令案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改正案					現行						
別紙3 無線従事者関係審査基準				,	別紙3 無線従事者関係審査基準						
2 無線従事者	2 無線従事者養成課程				2 無線従事者養成課程						
別表 2 - (1) (2の(9)関係)				1	別表 2 - (1) (2の(9)関係)					
養成課程の種	資格条件	授業科目	軽減する	備考]	養成課程の種	資格条件	授業科目	軽減する	備考	
別			時間		!	別			時間		
<u>1</u> 第三級海	(1) 外国政府の発給する無	無線工学	全時間		!	<u>1</u> 第三級海	(1) 外国政府の発給する無	無線工学	全時間		
上無線通信	線通信規則に規定する海	電気通信	全時間]	上無線通信	線通信規則に規定する海	電気通信	全時間		
士の養成課	上移動業務に関する一般	<u>術</u>			!	士の養成課	上移動業務に関する一般	<u>術</u>			
<u>程</u>	無線通信士証明書に該当	法規	45 時間	<u>注</u>	!	<u>程</u>	無線通信士証明書に該当	法規	43 時 間	<u>注</u>	
	する資格以上の資格の証		<u>以内</u>]		する資格以上の資格の証		<u>以内</u>		
	明書を有し、かつ、過去	英語	全時間		!		明書を有し、かつ、過去	英語	全時間		
	5年間に国際航海に2年]		5年間に国際航海に1年				
	以上従事した経歴を有す]		以上従事した経歴を有す				
	<u>る者</u>]		<u>る者</u>				
	(2) 外国政府の発給する無	無線工学	全時間		!		(2) 外国政府の発給する無	無線工学	全時間		
	線通信規則に規定する海	電気通信	全時間]		線通信規則に規定する海	電気通信	全時間		
	上移動業務に関する一般	<u>術</u>]		上移動業務に関する一般	<u>術</u>			
	無線通信士証明書に該当	法規	43 時 間	<u>注</u>			無線通信士証明書に該当	法規	31 時間	<u>注</u>	
	する資格以上の資格の証		<u>以内</u>				する資格以上の資格の証		<u>以内</u>		
	明書を有し、かつ、過去	英語	全時間		!		明書を有する者	英語	全時間		
	5年間に国際航海に1年				!						

	以上従事した経歴を有す			
	<u>る者</u>			
	(3) 外国政府の発給する無	無線工学	全時間	
	線通信規則に規定する海	電気通信	全時間	
	上移動業務に関する一般	<u>術</u>		
	無線通信士証明書に該当	法規	31 時 間	<u>注</u>
	する資格以上の資格の証		<u>以内</u>	
	明書を有する者	英語	全時間	
(略)	(略)	(略))	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

- 8 認定新規訓練等の認定
 - $(1) \sim (5) \qquad (略)$
 - (6) 従事者規則第 61 条第5号の規定により、総合通信局長が従事者規則別表第 23 号に掲げる科目ごとの最少の時数を軽減して実施する場合は、次表の時数の軽減の基準に適合するものであること(訓練編成における一の組の訓練を受ける者全員が資格条件に適合する場合であって、平成2年郵政省告示第 281号(船舶局無線従事者証明に係る訓練の課程の認定基準のための訓練要領を定める件)別表第1号に掲げる訓練の項目に照らし、その訓練を受ける者に不足する訓練の項目について重点的に訓練を行うときに限る。)。
- 8 認定新規訓練等の認定
- $(1) \sim (5) \qquad (略)$

訓練の	<u>資格条件</u>	<u>科目</u>		軽減する時
種別				<u>数</u>
認定新	1978 年の船員の	学科	海上無線通信制度	2時数以内
規訓練	訓練及び資格証		海上関係無線局の	2 時数以内
	明並びに当直の		概要	
	基準に関する国		義務船舶局等の無	
	際条約第6条の		線設備の管理	
	規定により外国		海上無線通信の方	1 時数以内
	の政府が発給し		<u>法</u>	
	た証明書を有し、	実技	義務船舶局等の無	全時数
	かつ、過去5年		線設備の管理	
	間に国際航海に		海上無線設備の方	全時数
	1年以上従事し		<u>法</u>	
	た経歴を有する			
	<u>者</u>			